

令和2年2月1日

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧下さい！！

事業主各位

事業主	労務管理者	安全管理者	衛生管理者

一般社団法人酒田労働基準協会
会長 高橋 幸雄

『足場の組立て等の業務に係る特別教育』のご案内

足場を使用する作業は、プラントメンテナンス、塗装工事、電気工事、設備の据付け、建設工事、イベント会場の設営などさまざまですが、足場を含めた高所からの墜落・転落災害は依然として後を絶たず、死亡災害においてはもっとも多い事故の型となっています。

この事から、労働安全衛生規則の改正が行われ、平成27年7月1日から「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」に従事する労働者に対し、事業者は安全衛生のための特別教育を行うことが、法令で義務づけられましたので、標記の安全衛生教育を開催することに致しました。

貴事業場に該当者がおりましたら、この機会に法令違反とならないよう、是非受講頂きますようご案内申し上げます。

記

- 日 時： 令和2年5月27日(水) 9時00分～16時20分
- 会 場： ル・ポットフー 6F （酒田市幸町1-10-20 TEL26-2218）
- 講習内容：
 - 足場及び作業の方法に関する知識 3時間
 - 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 0.5時間
 - 労働災害の防止に関する知識 1.5時間
 - 関係法令 1時間
- 受講申込期限： 5月20日(水) 尚、期限前でも定員になり次第締切ります。
- 受講料：基準協会会員 9,300円/名（税込・テキスト・昼食代含む）
会員外 12,500円/名（税込・テキスト・昼食代含む）
- その他：遅刻等、受講すべき時間数が不足したときは、修了証を交付できませんのでご注意下さい。

申込要項

1. 受講申請： 下記申込書により申込のこと。 FAXでも可 FAX 22-1316
◇銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）
 振込手数料は、貴社にてご負担願います。
 また、銀行振込の領収書をもって領収書に代えさせていただきます。
2. 申込先： 〒998-0044 酒田市中町 2-5-19 一般社団法人 酒田労働基準協会
 問合せ先 TEL 0234-22-1311
3. 注意事項： ※ 受講の取り消しは、講習日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには
 受講料の返金は致しません。
 ※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。
 ※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納
 付手続きをお願い致します。
 ※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願
 います。

『足場の組立て等の業務に係る特別教育』 受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受 講 者	氏名 (フリガナ)	生年月日	現住所
		S · H 年 月 日生	
		S · H 年 月 日生	
		S · H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

令和 年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会行